

令和7年度 安城市下水道事業排水設備工事指定工事店事務連絡会 次第

日時：令和7年11月17日（月）

場所：安城市役所本庁舎3階大会議室

※事務連絡会の内容は、工事店社内で必ず情報共有してください。

◇あいさつ

◇議題

1 排水設備工事等の注意事項

(1) 確認申請におけるグリーストラップの資料について

- ・申請時及び完了時に適切な添付資料を提出すること。

(2) 増設の排水設備図面について

- ・既存建物の位置と宅外配管を申請図面に図示すること。

(3) 完了検査の予約について

- ・引渡し日が決まっている物件等で検査の日程調整が必要なものは事前調整すること。
- ・検査予約は、下水道課職員に確認後入れること。

(4) その他注意事項

- ・申請後に水道番号が確定した場合は、FAX等で下水道課に報告をすること。
- ・共同住宅等の排水設備台帳について
 - ◆下水道の使用対象となる水道番号をすべて記入すること。（例 90001～90006）
 - ◆散水栓の水道番号を含まないこと。
 - ◆建物、店舗名称を記入すること。
- ・直近で土地所有者が変更した場合は、申請時に謄本又は売買契約書の写しを添付すること。
- ・検査前に、必ず排水に問題がないか確認すること。

2 通知事項

(1) 送付資料について

- ・指定工事店個票
- ・公共ます等設置工事単価契約についての意向確認書
1. 提出期限：令和8年1月30日（金）

(2) 新規供用開始予定区域について

- ・今年度末は、2町（赤松町、福釜町）の1部で、供用開始予定
- ・確認申請の受付は、年明け（1月5日）から行う。
(ただし、公共ますの設置は、原則令和8年3月31日以降)

(3) 未接続家屋の多い区域について

- ・未接続家屋の多い区域で、特に積極的な営業活動をお願いします。
- ・和泉町・福釜町・箕輪町・横山町・赤松町・桜井町・古井町。

- (4) 紙排水オンラインシステムの利用について
 - ・確認申請から工事完了届までインターネット上で提出可能
 - ・令和7年4月から運用中（令和10年度に完全移行予定）
 - ・従来通り紙申請も可能。
 - ・申請内容に不備がある場合は差し戻します。
 - ・通知書等はシステムからの印刷ができないため、紙で必要な場合は市まで連絡ください。
 - ・検査予約はオンラインでは未対応であるため、下水道課窓口で予約を取ってください。

- (5) 排水設備指定工事店罰則規定について
 - ・統一した処分基準と点数表を導入予定

- (6) 雨水貯留浸透施設設置補助金について
 - ・補助金の申請は排水設備等確認申請書と同時にしてください。

(7) 道路工事抑制期間について

県道 新規工事	: 令和7年12月20日（土）	
県道 継続工事		から令和8年1月4日（日）まで
市道 新規・継続工事	: 令和7年12月27日（土）	

3 下水道使用料等

- (1) 下水道使用開始届について
 - ア 下水道使用開始届の提出
 - ・下水道接続後3日以内に原本を直接提出すること
(ただし、3日以内の直接提出が難しい場合は、FAXで提出可 (0566-76-3436))
※後日、必ず原本を提出すること
 - ・その他注意事項
 - ① 外構工事などが未完成でも、下水道に接続した時点で「開始届」を提出
 - ② 下水道接続済でも、新たに水道メーターを追加した場合「開始届」を提出
 - ③ 確認申請時に記入した水道番号の水栓が下水道接続済でも「開始届」を提出
 - ④ 接続日の水道メーターの指針は小数点第1位まで記入(写真データは1か月程度保存)
 - ⑤ 休止・廃止の場合は理由を記入
 - イ 各戸メーター付きの集合住宅の下水道使用開始一覧
 - ・各戸メーター以外に散水栓用などのメーターがあれば一覧に記入すること
※下水道流入の「有無」も記入すること
 - ・「各戸メーター付き集合住宅の下水道使用開始一覧」は「完了届」提出前に提出
- (2) 井戸水等を使用する場合について
 - ア 井戸水等の使用届について
 - ・井戸水等を下水道に排出する場合に提出
 - ・井戸水等の使用水量が変更になる場合は、「井戸水等の使用届」を提出
 - ・井戸水等を廃止する場合は、「井戸水等の使用廃止届」を提出
 - ・井戸水から水道水へ切り替え、下水道を引き続き使用する場合、「井戸水等の使用廃止届」と「下水道使用開始届」を提出

- (3) 下水道に排出しない水がある場合について
 - ア 汚水量認定申告書について
 - ・営業目的で下水道に排出しない水がある場合に提出